

## 別紙 1

### 仕 様 書

1. 業 務 名  
川中中学校校舎環境衛生管理業務
2. 業務目的  
建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）に定められた業務を行う。
3. 業務場所  
下関市伊倉新町四丁目6番1号
4. 委託期間  
令和7年6月1日から令和8年3月31日まで
5. 業務項目
  - (A) 空気環境測定
  - (B) 水質検査
  - (C) ねずみ等防除
6. 業務内容  
建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき、建築物環境衛生管理技術者を選任し次の業務を行う。
  - (A) 空気環境測定（2月以内ごとに1回）  
以下の測定場所において測定項目内容を測定する。
    - 測定場所
      - 1階 ～ 事務室、保健室、普通教室(3-3)
      - 2階 ～ 数学教員室、音楽室 A、普通教室(3-1)
    - 測定項目
      - (1) 浮遊粉じんの量
      - (2) 一酸化炭素の含有率
      - (3) 二酸化炭素の含有率
      - (4) 温度
      - (5) 相対湿度
      - (6) 気流
  - (B) 水質検査
    - 水質検査場所
      - 1階湯沸室
    - 水質検査項目  
(7日以内ごとに1回)
      - (1) 残留塩素  
(6月以内ごとに1回)
      - (1) 一般細菌 (2) 大腸菌 (3) 鉛及びその化合物 (4) 亜硝酸態窒素
      - (5) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 (6) 亜鉛及びその化合物 (7) 鉄及びその化合物
      - (8) 銅及びその化合物 (9) 塩化物イオン (10) 蒸発残留物
      - (11) 有機物 (全有機物炭素 (TOC) の量) (12) pH 値 (13) 味 (14) 臭気
      - (15) 色度 (16) 濁度  
(6月1日から9月30日までの間に1回)

- (1) シアン化合物イオン及び塩化シアン (2) 塩素酸 (3) クロロ酢酸 (4) クロロホルム
- (5) ジクロロ酢酸 (6) ジブロモクロロメタン (7) 臭素酸 (8) 総トリハロメタン (クロロホルム  
ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)
- (9) トリクロロ酢酸 (10) ブロモジクロロメタン (11) ブロモホルム (12) ホルムアルデヒド

(C) ねずみ等防除 (6月以内に1回)

- (1) ねずみ等の発生場所、生息場所、侵入経路、被害状況の調査
- (2) ランチルーム、調理室のねずみ等の生息状況等調査

7. 提出物

- 建築物環境衛生管理技術者免状の写し 1部
- 各項目別点検実施報告書 1部

8. 環境に関する配慮事項

別記1「特記仕様書(環境編簡易)」のとおり

9. 下関市暴力団排除条例による措置

別記2「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」のとおり

10. その他

- ・業務実施の際は、学校との打ち合わせを十分に行い、業務に支障をきたさないよう努力するとともに、作業中の学校関係者への安全の配慮を怠らないこと。
- ・点検方法、測定方法等は、関係法令等に基づき実施すること。